

正当な選挙法・制定国民会議

平成 28 年 2 月 26 日

政治団体及び国民各位

呼びかけ人 日本義塾 代表 新村 紘宇二
〒414-0001 伊東市宇佐美 1972-2
TEL：0557-47-7184 FAX：0557-48-6174
お問い合わせ mail：vpp@vpp.jp

呼びかけの趣旨

我が国の現行公職選挙法は、日本国憲法冒頭でいう「正当な選挙」の負託に応えていない。畢竟、「正当な選挙」に反する憲法違反の疑いが顕著なるものである。国民の参政選挙権は、国民の生命・生存権の存亡と尊厳に直結した生命の一票である。その生命の一票が、現行公職選挙法、とりわけ小選挙区制においては、あまりにも無残な死屍累々の「死に票」になっている。例えば下記「」内の痛ましい結果である。

「毎日新聞 望ましい選挙制度とはなにか..得票率 48%で 76%の議席を得る

2014 年末の総選挙は、自民党の圧勝劇で幕を閉じた。「大義なき解散」「争点なき選挙」「熱狂なき大勝」……意味の見出しにくかった今回の選挙を評して、さまざまな形容がなされた。とりわけクローズアップされたのが、52.7%という戦後最低の投票率と、48%の得票率（295 小選挙区の有効得票総数に占める自民党候補全員の総得票）で 76%の議席を占有できる（自民党は 295 小選挙区で 223 の議席を獲得）という小選挙区制の“マジック”だった。いかえると、自民党は、小選挙区に投票した人の、2 人に 1 人弱の得票で、じつに衆議院の 4 分の 3 の議席を得たことになる。小選挙区制は一選挙区から一人を選ぶ方式のため、自民党が優勢の選挙区では、野党に投票してもそれは「死に票」となってしまう、正確な民意が反映されにくいという特色がある。」

これでいいのか！という義憤である。いいわけはない！ならば、知恵を出しあって、「死に票」を一票も出さない選挙制度を新たに考え出さなくてはならないのだ。

※ 戦後の「おらが村の先生」(地盤・看板・鞆)の小選挙区制には、社会正義はない！。だから、自由民主党、公明党、民主党、共産党、民社党、生活の党等々他の大既成政党のみならず、政治団体各位及び下記①②③の VPP を標榜する、所謂一人一党の国民各位に参加してもらって、広く公論を呼び起こし、もって、下記①②③VPP を集約し、一票の「死に票」も出さない公職選挙法を制定する必要があるのである。

- ① 政治ビジョン Vision / 100 年の計
- ② 政権ポリシー Policy / 50 年の計
- ③ 政策プラン Plan / 10 年の計

従って、各政治団体は、それら上記 VPP を実現するために、現在のような「死に票」の上に築かれた、全く民意を反映していない、自民、公明両党及びその翼賛政治団体の暴挙による戦争法案強行採決の犯罪性を抑止するためには、この暴挙を生み出している現在の「小選挙区比例代表並立制」を解体して、真実の国民合意(与党と野党の契約的合意)が得られる、「死に票」の委任制と VPP 政党比例代表選挙制にすべきなのである。そういうことこそが、国民のための真正な政治であるので、現日本国平和憲法の理念に則り、茲に「正当な選挙法・制定国民会議」を呼びかける次第である。